

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 内田ヶ谷鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	鴻巣市生出塚一丁目七三一番一〇地先 から同市生出塚一丁目七三一番九地先	区 間
一一・九九〇～一二・〇六	一一・〇七〇～一一・四五	敷地の幅員 (メートル)
一九・六〇		延長 (メートル)
		備 考